

平成16年1月13日
日本赤十字社

日本赤十字社救急法指導員について

1. 救急法指導員

救急法指導員とは、日本赤十字社が救急法の知識と技術を一般市民に普及するために実施している「救急法一般講習」、「救急法救急員養成講習」及び「救急法短期講習」において、受講者に対し指導にあたる者ということをいう。

2. 救急法指導員を養成するまでの標準過程

① 救急法救急員養成講習の受講…最低3日間

救急法救急員養成講習を受講し、講習後の検定に合格して「救急法救急員」としての資格を得る。

<救急法救急員養成講習～18時間>

- ・ 赤十字救急法について
- ・ 心肺蘇生法 ※学科 60分+実技 260分
- ・ きずと止血
- ・ 包帯
- ・ 骨折、脱臼、捻挫など
- ・ 急病
- ・ 搬送
- ・ 救護

② 救急法指導員養成講習説明会への参加…1日間

救急法指導員養成講習への受講希望者に対して開催される事前説明会に参加し、救急法講習普及事業における指導員の役割等について、十分な説明を受ける。

<説明会～5時間30分以上>

③ 救急法救急員養成講習等へのアシスタント参加

④ 救急法実技勉強会への参加…1～2日間

救急法救急員養成講習における必修の実技が確実に行えるよう実技練習を実施する。

<勉強会～6時間以上>

- ・ 手当の基本
- ・ 心肺蘇生法
- ・ 止血法
- ・ 包帯法
- ・ 搬送
- ・ 総合練習 等

⑤ 救急法指導員養成講習の受講…最低5日間

救急法指導員養成講習を受講し、講習後の検定に合格して「救急法指導員」としての資格を得る。

<救急法指導員養成講習～30時間>

- ・ 赤十字について
- ・ 救急法講習について
- ・ 指導員の役割について
- ・ 実技補習
- ・ 一般普及講習の全科目及びその指導法

⑥ 新任指導員研修会への参加…2日間

指導員としての登録事務処理のほか、学科・実技の研修を行う。

<研修会～10時間以上>

- ・ 講習に関する事務処理について
- ・ 講習展開要領に基づく学科・実技研修
- ・ 検定実施要領に基づく学科・実技研修
- ・ まとめ

3. 救急法指導員としての技術等の維持・向上

- ① 救急法一般講習、救急法救急員養成講習及び救急法短期講習に指導者として参加
- ② 指導員研修を毎年修了
- ③ 指導者としての資格の継続

救急法指導員資格の有効期間は3年である。救急法指導員は、毎年実施される講習等の実績が優秀で、かつ指導員研修を毎年修了し、当該資格の継続に特段支障がないと認められる場合に限り、当該指導員資格の有効期間が更新される。

- ④ 指導者としての資格の審査

指導員資格の更新が3回目に達する時は、審査を行い、更新の適否を判定する。